

教 職 第 1 0 4 8 号
令和3年（2021年）8月3日

各教育局長 様

総務政策局総務課長
教職員局教職員課働き方改革担当課長
教職員局福利課長

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 総務課人事係
教職員課サービス係
福利課健康管理係 〕

教 職 第 1 0 4 8 号
令和3年（2021年）8月3日

各道立学校長 様

教 育 部 長

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組
について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第68回本部会議（7月31日開催）において、「北海道におけるまん延防止等重点措置」が決定されました。

つきましては、これに伴い、「職員の感染防止・拡大防止対策」を別紙のとおり改訂しましたので、所属職員に周知するとともに、本道においては、再び国におけるまん延防止等重点措置が適用され、全道域において感染拡大を抑えるための取組を進めていく必要があることから、これまで以上に基本的な感染防止対策と感染リスクを回避する行動の徹底についてお願いします。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

教 職 第 1 0 4 8 号
令和3年（2021年）8月3日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之
北海道教育庁教職員局福利課長 井 川 智

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係 〕

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ マスク着用・手指消毒・手洗い・咳エチケットの徹底。（重症化リスクの高い方と接する職員は、特に徹底すること。）
- ・ 職員間のビニール等による仕切りの設置。
- ・ 毎朝の体温チェックを行い、発熱など風邪の症状がみられたときはもとより、体調に変化が見られたときは、自宅での療養と症状に応じた適切な対応。
- ・ 職員がPCR検査を受検した際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、自宅待機。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施。
- ・ 職場内における特定の職員間での打合せなどは、短時間。
- ・ 昼食時には、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用。
- ・ 電話、パソコン等については、複数人での共用をできる限り回避。
- ・ 職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底。
- ・ 職場内で「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止の工夫。
- ・ 職員は、令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、体調管理を徹底。

2 感染リスクを回避する行動

<措置区域（札幌市）>

- ・ 感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※¹」」等の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 日中も含めた不要不急の外出や移動を控えること。特に週末の外出を控えること。
- ・ 重症化リスクの高い方※²と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底すること。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること。
道外への移動がどうしても避けられない場合は感染症対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底を行うこと。※³
また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えること。
- ・ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- ・ 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること。
- ・ できる限り同居していない方との飲食を控えること。

<その他の市町村>

- ・ 感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※¹」」等の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控えること。
- ・ 重症化リスクの高い方※²と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底すること。
- ・ 札幌市との不要不急の往来は控えること。

- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること。
 道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底を行うこと。※³
 また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えること。
- 感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること。
- 飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること。
- 食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用すること。（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）

※¹ 飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

※² 高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

※³ 国では、8月31日まで羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう旅行者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施しており、道外からの移動にあたっては、こうした検査を受けるなど、引き続き感染防止対策に万全を期すこと。

【「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」区域・期間】

区分	区域	期間
緊急事態措置	東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府	8月31日まで
まん延防止等重点措置	石川県、京都府、兵庫県、福岡県	
	北海道 措置区域 札幌市 その他の市町村 上記以外の市町村	

3 出勤時等の接触機会の低減

- 在宅勤務等の促進
在宅勤務の積極的な活用や休暇取得の奨励により、出勤時の接触機会を低減。
- 職員同士の飲食の回避
措置区域においては、できる限り同居していない方との飲食を控えることを踏まえ、昼食・夕食時等における職員同士の飲食を控えること。
- 20時以降の勤務の抑制
措置区域においては、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。